

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の 分類が5類に移行します

令和5年4月27日（木）

市長定例記者会見

1. 5類移行に伴う取扱いの変更点

新型コロナウイルス感染症は、
5月8日（月）から、感染症法上で「2類」から「5類」に移行します。

変更点	5月7日まで	<u>5月8日から</u>
保健所からの陽性者への 連絡・健康観察	高齢者など重症化リスクの高い方を対象 に、医療機関からの届出に基づき実施	なし
陽性者登録	医療機関や抗原検査キットなどで陽性にな った場合は登録	
陽性者などの行動制限	<ul style="list-style-type: none">・感染症法に基づき外出自粛を要請・同居家族は濃厚接触者として行動制限	<ul style="list-style-type: none">・陽性者は、発症後最短5日間、 外出を控えることを推奨・同居家族への濃厚接触者の 特定、行動制限はなし
医療費	自己負担なし (所得により、一部自己負担あり)	原則、自己負担あり

2. 体調不良時の備えや相談先

■検査キットなどの準備をお願いします

- ・発熱などの体調不良時に備え、抗原検査キットや解熱鎮痛薬などを準備してください。
- ・検査キットの取り扱い薬局・店舗の情報は市ホームページをご覧ください。
- ・発熱等の症状がある場合には、受診する際に、事前に医療機関に連絡してください。

■新型コロナウイルス感染症に関する相談先

新型コロナウイルス感染症に関する受診相談や療養中の体調不良時の相談は、こちらの相談窓口へご連絡ください。

埼玉県コロナ総合相談センター

TEL : 0570-783-770 【24時間、年中無休】

FAX : 050-8887-9553

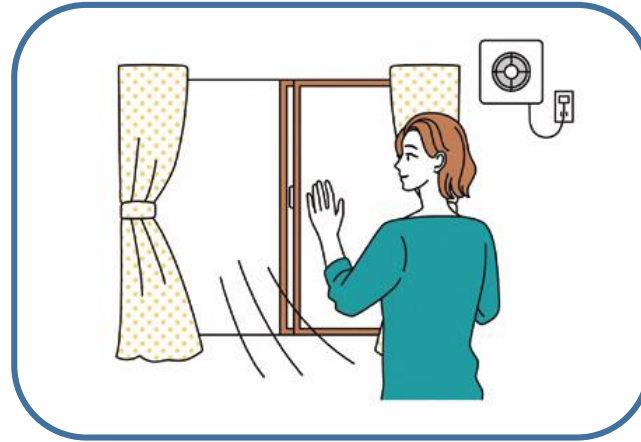


3. 基本的な感染対策

■ 基本的な感染対策



手洗い・手指消毒



こまめな換気



人と人との距離の確保

★マスクの着用は個人の判断が基本です

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることなく、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

※着用を推奨する場面

➡ 医療機関受診時、高齢者施設等訪問時、混雑した電車やバス など